

## 最低賃金大幅引上げの断行及び実効的かつ機動的な中小企業支援を求める会長声明

- 1 厚生労働大臣は、本年7月中に、中央最低賃金審議会に対し、2021年度地域別最低賃金額改定の目安についての諮問を行い、同審議会から、答申が行われる見込みである。

昨年、同審議会は、新型コロナウイルスの流行拡大に伴う雇用悪化への懸念から、2020年度の地域別最低賃金額の引上げ額について目安額の提示を見送った。これを受けて、各地の審議会も引上げ額を抑制し、東京都、大阪府、京都府、静岡県、広島県、北海道、山口県が引上げなしとなり、他の地域も1円ないし3円の引上げにとどまった。こうした中で、千葉県でも2020年においては、923円から925円への改定という、僅か2円の引上げにとどまったものである。千葉県において、かろうじて最低賃金の引上げがなされたことは、一応評価できるが、その引上幅が僅か2円、割合にして0.2パーセントという低水準にとどまったことは、看過することができない。

新型コロナウイルスの流行拡大は、パート・アルバイトや派遣労働者など、最低賃金に近い労働条件で働く労働者層の生活にこそ甚大な悪影響を及ぼしている。こうした労働者層の生活水準の維持のためには、最低賃金の引上げが必須である。

実際に、他の先進諸国においても、低賃金層の生活水準の低下を防止するとの趣旨から、2021年に入った後にも最低賃金の引上げが行われている。具体的には、イギリスの最低賃金(25歳以上)が8.72ポンドから8.91ポンドに(約2.2%増、2021年4月～)、フランスの最低賃金が9.76ユーロから10.03ユーロに(約2.6%増、2021年1月～)、韓国の最低賃金が8590ウォンから8720ウォンに(約1.5%増、2021年1月～)、それぞれ引き上げられている。

こうした国際的な傾向に照らせば、従来から最低賃金の水準が低いとの指摘を受けている我が国においては、本年度、少なくとも3%程度の最低賃金引上げがなされるべきである。

- 2 今般、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、中小企業を中心として大きな負担が生じている。最低賃金の引上げの際には、これと合わせて、賃金額を引き上げる企業に対する適切な助成がなされなければならない。

国は、すみやかに現行の「業務改善助成金」制度を改善し、賃金水準の改善を行う企業に対する実効的な支援を実施するべきである。例えば、①同助成金の申請に際して策定が求められる賃金引上計画について、引上予定額の幅の下限を引き下げること、②業務改善計画の策定を必須とせず、賃金引上計画のみによる助成を可能とすること、③同助成金の要件から生産性要件を撤廃し、一律助成とすること、④定型フォームを用いたウェブによる申請を可能にすると共に、当局に専用の電話相談窓口を設置すること、という改善を行うことが考えられる。

現行の「業務改善助成金」制度については、従来からその使い勝手の悪さ・利用率の低さが指摘されてきたところであるが、この制度は、最低賃金の引上げの実効化に直結する重要な制度である。ゆえに、持続化給付金や家賃支援給付金の例を参考として、そ

の要件及び手続の簡素化と相談窓口の充実を図るべきである。

- 3 以上から、当会は、政府に対し、最低貸金額の引上幅を3%以上とすることを求めるとともに、実効性ある中小企業支援策の策定、実施を求めるものである。

2021年（令和3年）6月17日

千葉県弁護士会  
会長 三浦 亜紀